

つくばみらい市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例（案）

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の2第1項及び第4項第1号並びに第115条の12第2項第1号の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定めるものとする。

（指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の入所定員）

第2条 法第78条の2第1項の条例で定める数は、29人とする。

（指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格）

第3条 法第78条の2第4項第1号及び法第115条の12第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。